

藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定に基づき、内陸フロンティア事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、土地等の売払収入、内陸フロンティア事業基金繰入金及び付属諸収入をもってその歳入とし、内陸フロンティア事業の整備事業費その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。